

児童扶養手当と特別児童扶養手当のお知らせ

子育て支援係TEL 74-8369

児童扶養手当

母子家庭や父子家庭などで、18歳まで（※1）の児童または中度以上の障がいを有する20歳未満（※2）の児童を養育し、下記対象のいずれかに該当する、所得制限限度額【表1】未満の方が受けることができます。

※1 18歳に達した後の最初の3月31日まで。

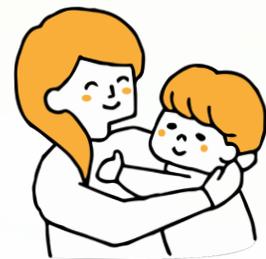
※2 20歳に達する前日まで。

▶対象

- 次のいずれかに該当する児童を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方
- ◆ 父母が離婚（事実上の婚姻関係を含む）した児童
 - ◆ 婚姻をせず生まれた児童
 - ◆ 父または母が死亡・生死不明である児童
 - ◆ 障がいがある父または母に養育されている児童
 - ◆ 父または母が1年以上拘禁されている児童
 - ◆ 父または母に1年以上遺棄されている児童
 - ◆ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童
 - ◆ 棄児など父母が明らかでない児童

【表1】児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の人数	受給資格者本人の所得額				扶養義務者などの所得額
	全部支給		一部支給		
	令和6年10月まで	令和6年11月から	令和6年10月まで	令和6年11月から	
0人	49万円	69万円	192万円	208万円	236万円
1人	87万円	107万円	230万円	246万円	274万円
2人	125万円	145万円	268万円	284万円	312万円
3人以上	1人につき38万円ずつ加算				



※本人の所得が限度額内であっても、扶養義務者などと同居している場合、その方の所得が限度額を超えていると手当が支給されません。

▶手当月額（1世帯あたり）

【表2】手当月額（1世帯あたり）

		令和6年4月～10月分	令和6年11月分以降
第1子支給額	全部支給	45,500円	45,500円
	一部支給	10,740円～45,490円	10,740円～45,490円
第2子支給額	全部支給	10,750円	10,750円
	一部支給	5,380円～10,740円	5,380円～10,740円
第3子以降 支給額	全部支給	6,450円	第2子支給額と同じ
	一部支給	3,230円～6,440円	第2子支給額と同じ

※児童扶養手当法の改正により令和6年11月1日より第3子以降支給額が第2子支給額と同じになります。

▶支給時期について（年6回支給します）

- 1月支給分 11月、12月分
- 3月支給分 1月、2月分
- 5月支給分 3月、4月分
- 7月支給分 5月、6月分
- 9月支給分 7月、8月分
- 11月支給分 9月、10月分



▶引き続き受給するには

●現況届の提出

現在受給している方や受給資格のある方は、8月1日(休)～30日(金)までに「現況届」の提出が必要です。該当する方には必要書類および提出期間を別途通知します。

※期間内に手続きをしなかった場合、11月分以降の手当の支給が差し止められます。

障害基礎年金等受給者の児童扶養手当について

母子、父子家庭で障害基礎年金等(※1)を受給している方は児童扶養手当の額(※2)が障害基礎年金等の子の加算部分の額を上回る場合、その差額分が児童扶養手当として支給されます。なお、厚生年金保険法に基づく障害厚生年金(3級)のみ受給している方や遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金は対象となりません(8月中に現況届の提出が必要となります)。

※1 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による傷害補償年金など。

※2 所得に応じて額が変わります。障害基礎年金等を受給している方は、非課税公的年金給付などを含めたうえで、所得を算出します。

特別児童扶養手当

20歳未満の児童を養育し、身体や精神に中度以上の障がいがある父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方のうち、所得制限限度額【表3】未満の方が手当を受けることができます。

▶手当月額(1世帯あたり)

- 1級(重度)の児童 55,350円
- 2級(中度)の児童 36,860円

▶引き続き受給するには

●所得状況届の提出

現在受給している方は8月9日(金)～9月11日(水)までに「特別児童扶養手当所得状況届」の提出が必要です。該当する方には必要書類および提出期間を別途通知します。

※期間内に手続きをしなかった場合、8月分以降の手当の支給が差し止められます。

●有期再認定請求

特別児童扶養手当の認定は、障がいの種類や程度により異なりますが、1年から2年程度の期限があります。有期再認定を受けなければ翌月以降の手当が受けられなくなります。

▶支給時期について

- 4月支給分 12月～3月分
- 8月支給分 4月～7月分
- 11月支給分 8月～11月分

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けるには認定請求が必要です。申請した月の翌月分から支給対象となります。

【表3】特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の人数	受給資格者本人の所得額	配偶者・扶養義務者の所得額
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人以上	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 21万3千円ずつ加算

※本人の所得が限度額内であっても、扶養義務者など同居している場合、その方の所得が限度額を超えていると手当が支給されません。